

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四日市市長 森 智広

市町村名 (市町村コード)	四日市市 242021
地域名 (地域内農業集落名)	川島地区 (小生、狭間、川島、北川原、別所谷、乱飛)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日、24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ア 丘陵地の間に開けた水田は、区画が小さい、のり面が大きい等により、大型機械の導入が難しく除草作業等の負担も大きいことから、経営の大規模化が進みにくい状況にある。

イ 丘陵地の畑では、茶、タケノコ、野菜等が栽培されているが、価格の低迷、耕作者の高齢化により生産が縮小している。

ウ 農地開発地において大区画の水田、畑が造成されたが、畑作においては、茶を除いて産地を形成するような作物の導入が進まず、有効に利用されていない畑も多い。

エ 耕作者が高齢化する一方で後継者の確保が十分に進まないことから、区画整理のなされていない水田、畑において遊休農地の発生があり、今後さらに増加することが懸念されている。

オ イノシシ等による獣害が多くなり、対策にかかる経費や労力負担が増加している。

カ 農業用施設の老朽化が進行し、特に用水路は、各水利組合で漏水対策等の補修を重ねているが、抜本的に再整備が必要となっている。また、離農者の増加により、施設を維持管理する人員が少なくなり負担が大きくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物を水稻、茶、なばな、タケノコとする。
大規模な経営の展開が難しい地域のため、多様な農家により耕作を継続し、農地の効率的な利用に繋げていく。
また、新規就農者および地区外からも農業者等を受け入れていくとともに、市民菜園や景観作物栽培等、非農家を含めた地域住民との協働も含め農地の利用を進めていく。
農産物直売所を活用して、多様な生産者による少量でも売れる野菜等の生産を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	162.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	162.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画、目標地図について話し合いを続けるとともに、農地中間管理機構について継続的に周知し、その活用への理解を深める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づき経営者ごとに農地が集団化されるよう集積を進めるとともに、受け手間の交換も農地中間管理機構の機能を活用して進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
用水路、農道等の農業用施設について、老朽化が進行していることから、その維持管理について水利組合等で話合うとともに、補助金などを利用して計画的に整備・修繕を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者等の経営が発展するように、農家組織や農協等の関係機関が連携して取り組むとともに、企業や福祉事業所等の農業参入も進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が実現する作業については、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣被害のある地域については、獣害柵の設置など、集落単位で効率的な対策を行う。
- ③ 地域の農地を守っていく(営農継続)に当たっては、限られた人材で効率的な農業を目指すことが重要であるため、作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
- ⑦ 多面的機能支払交付金事業対象エリアにおいては、交付金を活用しながら、適切な農用地の維持管理を行う。
- ⑧ 水利施設の改修を検討し、農作業にかかる負荷の低減を図るとともに、農地の集積・集約化を図る。